

民間資金等活用事業推進委員会 第44回議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

第44回民間資金等活用事業推進委員会 議事次第

日 時：平成29年 5 月25日（木） 10:00～11:08

場 所：合同庁舎 8 号館 8 階特別大会議室

1. 開 会

2. 議 事

計画部会最終報告（アクションプラン改定案等について）

3. 閉 会

○坂本参事官 ただいまから、第44回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

まず、事務局に人事異動がございましたので、御報告させていただきます。

私、内閣府PFI推進室参事官に4月1日に着任いたしました、坂本でございます。よろしくお願いたします。

続きまして、PFI推進室企画官の濱田でございます。

以上2名が異動してまいりましたので、どうぞよろしくお願いたします。

また、本日は民間資金等活用事業推進機構の半田代表取締役社長にも御出席いただいております。

本日は、定員9名のうち6名の委員に御出席いただくこととなっております。定足数の過半数に達しておりますので、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

次に、本日の資料についての御連絡です。アクションプランの見直しは、いろいろ調整がございまして、6月にずれ込む予定でございます。申しわけございません。本日の資料は、そのアクションプランの見直しが終わるまで非公表とさせていただければと思います。あわせて、会議後に作成いたします議事概要及び議事録につきましても非公表とさせていただきますので、御承知おきくださればと思います。

それでは、以後の議事につきましては、石原委員長に進めていただきたいと存じますので、よろしくお願いたします。

○石原委員長 石原でございます。

御指名でございますので、議事の進行を務めさせていただきます。

まだ柳川委員がお見えではございませんけれども、もうすぐお見えになりますかね。

議事に入らせていただきます。

本日の議題は1つだけございまして、計画部会の最終報告でございます。計画部会で議論をまとめていただきました、PPP/PFIの推進アクションプランの平成29年改定案等を御説明いただきまして、改定案の審議を行いたいと存じます。

なお、計画部会におかれましては、その取りまとめに、宮本委員長代理、根本委員、お二方に大変御尽力いただきました。専門的なお立場から精力的に御議論いただいた結果を御報告いただくことになってございます。ありがとうございます。

まず、部会長である宮本委員長代理から、冒頭の御説明をお願いしたいと存じます。

○宮本委員長代理 宮本でございます。御説明させていただきます。

アクションプランの見直しにつきましては、本年1月20日の第42回委員会におきまして、進め方につきまして了承いただきました。その進め方に従いまして、その後、計画部会におきまして審議を進めてまいりました。計画部会は、根本委員と11名の専門委員、私で構成しております。その間、3月24日の第43回委員会におきましては、2回の計画部会での

議論に基づいて、その中間報告としてアクションプランの取組状況やそれを踏まえての改定に向けた計画部会構成員の意見につきまして、報告させていただきました。そのときいただきました意見も踏まえまして、その後2回の計画部会を重ね、これは通算でございますが、5月12日の第8回計画部会におきまして、アクションプランの見直し案として取りまとめました。さらにこの案につきまして事務局が関係省庁と協議し部会で最終的に取りまとめたものが、本日の最終報告でございます。

机の上には、計画部会のアクションプランの見直しに関する最終報告といたしまして、アクションプランの改定案である「PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）（案）」と、その補足資料でございます「PPP/PFI推進アクションプランの取組状況（PDCA）」がございます。

取りまとめに際しましては、計画部会の構成員、事務局、関係省庁の皆様にご尽力いただきました。部会長として、御礼を申し上げます。

改定のポイントといたしましては、以下のとおりでございます。

まず、推進のための施策として、新たに「公的不動産における官民連携の推進」を明記したことがございます。平成28年度のフォローアップにより、優先的検討の更なる推進等、具体的施策をブラッシュアップしております。次に、空港を初めとしました従来のコンセッション事業等の重点分野にクルーズ船向け旅客ターミナル施設及びMICE施設を追加したことがございます。さらに、コンセッション事業等の重点分野における目標達成状況を点検いたしまして、その見直しについても記述しております。

また、今回の改定ではございませんが、昨年度のアクションプランにも書かれております幾つかの重要事項について、これの幾つかは昨年私の報告でも説明したことでございますけれども、それが一般にまだ浸透が十分ではないと判断いたしまして、よりわかりやすいように加筆等しております。その例といたしましては、コンセッション事業におきまして、一般には完全な独立採算型と捉えられがちでございますけれども、適切な範囲内において、公的支出、タイプでいいますとサービス購入型などを組み合わせて、より事業化がしやすい形の混合型事業として積極的に推進することについて、説明を加えております。

もう一点といたしましては、昨年度も書いたインフラ分野でございますけれども、これにつきまして、より具体的に、道路等個別施設の新設はもとより、維持管理・修繕・更新への裾野拡大の重要性について加筆したところでございます。

私からの御説明はこれぐらいにさせていただきます。事務局から「PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）（案）」の内容につきまして、御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○森企画官 それでは、事務局から資料1-1から1-4に基づきまして説明をさせていただきます。

改定版の案に入る前に、資料の順番でいうと逆になってしまうのですが、資料1

ー 4 「PPP/PFI推進アクションプラン取組状況（PDCA）」で、こういった取組状況を確認しつつ改定版を策定したということもありますので、まず、この資料 1ー 4 から簡単に御説明させていただきたいと思います。

資料をめくっていただきまして、事業規模目標の進捗を確認しております。こちらについては、既に前々回 1 月の委員会の場合でも実はお示しさせていただいたものなのですが、改めて簡単に御説明させていただきますと、今、21兆円、平成25 年度から34年度という目標で行っているものですが、25年度から27年度の3年間の累計がこの表の一番右下の9.1兆円というところでございます。27年度につきましては、その横で6.7兆円なのですが、これは関空が入っております、これが5兆円となっておりますので、それを除きますと27年度は1.7兆円でございます。10年間で21兆円、関空を除くと16兆円なのですが、それを10年間で割ると1.6兆円、27年度は1.7兆円ということで、堅調に推移していると我々は見えております。ちなみに25年度は1.3兆円、26年度は1.0兆円でございます。その下に件数を書いておりまして、類型Ⅰは3件で、類型Ⅱが21件で、類型Ⅲも27年度は21件でございます。

この類型ⅡとⅢで地図に落としたものがその次の3ページ目と4ページ目になっておりまして、計画部会でも、こういった見える化をして各地方の取り組みを促していくという観点から、こういう形で示させていただいております。例えば、福岡県4件、兵庫県3件とありますけれども、これは県というよりは県内で行われたということでこのように記載をしているところでございます。類型Ⅱのいわゆる収益型事業がこの3ページ目で、4ページ目が類型Ⅲということで、公的不動産の利活用事業でございます。こちらは、結構大都市部に偏ったようなことになっておりますけれども、こういった状況であるというところでございます。

5ページ目と6ページ目が、コンセッション事業の重点分野の進捗状況でございます。28年度末時点の状況で、5ページ目が空港・水道・下水道・道路で、この進捗状況はそれぞれの手続の各段階ごとに色がついたところまで進んでいるところでございます。また後ほど説明させていただきますけれども、こちらは28年度末までの目標ということで、空港・道路は達成で水道・下水道が未達成ということで、それをまた踏まえた改定をしたところでございます。6ページ目が、昨年度新たに重点分野に指定された文教施設と公営住宅も進捗状況をつけさせていただいているところでございます。

7ページ目からずっと一番最後の16ページまでが、アクションプランに書いてあるところの進捗状況をそれぞれ記載したものでございます。左側の青い欄に今のアクションプランに書いてある内容が書いてありまして、右側の表のところ、緑色の欄になっているところが28年度末までの取組状況を記載しておりまして、これはまたアクションプランの改定案で御説明させていただきますが、こういった28年度末までの取り組みを踏まえて、29年度、今回のアクションプランの改定案でどうしていくかというものを計画部会で議論させていただいたものであります。

こちらがPDCAで、こちらもあわせて公表をしたいと考えております。

資料1-4は、以上でございます。

(柳川委員入室)

○森企画官 これを踏まえてアクションプランの改定を行ったところで、戻っていただきまして、資料1-1から1-3までございまして、資料1-1が概要の1枚紙になっております。資料1-2がいわゆる新旧対照表という形でつけさせていただいているもので、資料1-3がこの改定版の本体となっております。

まず、資料1-1の概要で御説明をさせていただきます。

改定のポイントは、先ほど部会長から御説明いただいたとおりでございまして、新たに「公的不動産における官民連携の推進」を入れたこと、具体的な施策をブラッシュアップしたこと、あとはコンセッション事業の重点分野にクルーズ船向け旅客ターミナル施設とMICE施設を追加したところでございます。具体的な中身は資料1-2で御説明させていただきますので、資料1-1はとりあえず横に置いていただき、適宜見ていただければと思います。

それでは、資料1-2でございます。

まず、目次がついておりまして、目次のところで追加をしたのが、「3. 推進のための施策」に「(3) 公的不動産における官民連携の推進」という項目を立てたところでございます。

3ページ目から、御説明させていただきます。こちらは、左側が現行のアクションプランで、右側が改定案となっております。

まず、「1. 趣旨」でPPP/PFIを推進することが重要ですということを記載しております。改定案では、そのために昨年アクションプランを定めて21兆円の目標を定めましたということも最初に記載したところでございます。さらに、このたび、28年版の今のアクションプランのPDCAを回して必要な施策を追加したことと、重点分野の進捗状況を踏まえて改定しましたということも、この「1. 趣旨」で書いております。それが4ページ目までとなっております。

5ページ目からが、「2. PPP/PFI推進に当たっての考え方」です。

「(1) 基本的な考え方」のところは、大筋のところは去年のままです。去年は抜本的に改正しておりますので、去年のままというところでございます。要は、PPP/PFIを活用していくことが必要で、とりわけコンセッション事業を活用することが重要だということのは引き続き書いておりまして、収益事業の活用を進めることが効果的で、そういったコンセッション事業への移行を目指していくこととか、6ページに行ってくださいまして、そうはいっても、サービス型のような従来のものにつきましても、もちろん裾野の拡大という意味では非常に重要ですので、そういったところも推進しつつ、ファーストステップとして推進して、どんどん収益型の活用を検討していきましょうということを記載しております。

追加したところが6ページ中段のところにありまして、インフラへの活用の裾野の拡大は今までも書いていたところですが、さらにもうちょっと詳しく記載をしております。今後、民間活用ということで、新技術の活用とか、そういったところが求められるということで、6ページのところに「IoTを始めとする新技術の利活用による民間のノウハウを活かした」という記載を新たにしております。なので、ただ「インフラ」と書くのではなく、「インフラの新設はもとより、道路等個別施設の維持管理・修繕・更新等へと活用の裾野を拡大することが重要である」ということで、改めて記載したところがございます。さらに、推進のためには、地方から寄せられた課題を明らかにしていくこととか、首長とか地方議会等の理解促進が重要ですということ、改めて記載しているところがございます。

さらに、6ページ目から7ページ目にかけては、変えてはおりませんが、「バンドリング」や「広域化」が重要とか、インフラファンドの育成を図ること、さらに公共施設等のデータの「見える化」を推進することが必要というのは、引き続きこれは同じ記載としているところがございます。

「(2) 事業類型ごとの進め方」で、類型Ⅰから類型Ⅳごとに記載をしているものがございます。

まず、「①公共施設等運営権制度を活用したPFI事業」、類型Ⅰ、いわゆるコンセッションですが、こちらは基本的なところは変えておりませんが、変えたのが8ページ中段で、先ほど宮本部会長からも御紹介いただきましたけれども、なかなか浸透していない部分を加筆してわかりやすくということで、いわゆる独立採算型のようなものだけではなくて、公的負担も伴うような混合型の事業スキームの設定が可能ということ、改めて記載しているものがございます。そういったものを検討することによって、公的負担の抑制に貢献できるものということで記載しております。

類型Ⅱ「②収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業」は、基本的には変えておりませんが、「独立採算型」とか「混合型」といった言葉を括弧で記載したところがございます。その他は変えていないところがございます。

「③公的不動産の有効活用を図るPPP事業」、類型Ⅲでございますけれども、こちらも基本的な考え方は変えていないところがございます。1点、10ページ目で「類型Ⅰ・Ⅱのみでなく、広くかつ柔軟に」と書いておりまして、公的不動産利活用事業は類型Ⅲだけではないところもございまして、類型Ⅰ・Ⅱというのも広く捉えて公的不動産の活用でございますので、そこを誤解のないようにという意味合いを込めて記載をしております。

10ページ目の下から11ページ目にかけて「④その他のPPP/PFI事業」、類型Ⅳでございますけれども、こちらも基本的な考え方は変えておりませんが、「ファーストステップとしての効果が期待できることから、引き続き、積極的に活用することが重要である」ということを書いておりまして、1点変えたのが、11ページ目の下、指定管理者制度や包括的民間委託のところは、指定管理者制度をずっと漫然と続けるのではなくて、契約更新時とか、

さらに周辺開発とか、さらなる民間活用の可能性が検討できる機会には、そういったコンセッション事業への移行の可能性を積極的に検討することが重要ということで、「更なる民間活用の可能性を検討できる機会」を追加させていただいたところでございます。

「3. 推進のための施策」は、6項目ほど挙げております。

まず、「(1) 実効性のある優先的検討の推進」は、優先的検討規程を28年度は人口20万人以上のところ全てにつくってもらおうということでやっていたところでございます。まだできていないところもあるのですけれども、その中でまずは基本的な考え方というところで、この委員会の中に優先的検討部会を設けておまして、そこでも議論をしていただいたところなのですけれども、今、ちょうど公共施設等総合管理計画が28年度末でほぼ策定が完了し、今後、個別施設計画も策定されるだろうということで、この何年かでPPP/PFIの検討を行うことが重要という認識のもと、全ての地方公共団体で優先的検討規程の策定が進むことを強く期待して、地域の実情や運用状況を踏まえ、人口20万人未満の地方公共団体に適用拡大を図るということ新たに記載させていただいております。

13ページなのですけれども、その中で、「具体的取組」としまして、左側の現行の①優先的検討規程を策定するというのは、20万人以上で大体7割弱が策定されたのですけれども、まだ未策定のところもあるということで、今回の改定版では、右側に行ってくださいまして、「未策定団体の訪問等により、策定における課題の解消に向けた助言等の支援を実施する」ということで書いております。

②運用の手引を策定するということがあったのですけれども、これは策定を行っておまして、さらに今回は運用状況を適切にフォローアップして、運用の手引等も踏まえながら、運用上の課題の抽出とか対応策の検討を行うということで、運用状況の適正化を図るということで記載しております。

③支援事業を実施するということが、ことしは人口20万人未満の地方公共団体の支援事業を実施するところでございます。

④上下水道のガイドラインも、各所管の官庁で策定しておりますので、そういったところでちゃんと運用が行われるようにフォローアップをしていくところでございます。

⑤下水道とか都市公園の交付金事業の実施等、補助金の採択の際に、こういった導入検討を一部要件化するということで書いておまして、要件化したところについては、着実に運用を実施すること。

⑥都市公園のところは、新たに今回法改正されたということで、そういったものを一部要件化するところでございます。

さらに新たなものとしては、優良事例の横展開の具体的推進を⑦に書かせていただいております。

⑧には、適用拡大を図るということで新たにやることとして記載したところでございます。

「(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の推進」でございます。

「方針」のところは、特段変更はございません。従来から書いてあるとおり、地域の民間事業者がイニシアチブを発揮することが必要ですということで、地域プラットフォームの形成を推進したり、成功事例のノウハウの横展開を図るといったことを記載しております。

「具体的取組」、15ページの下ですけれども、変えたのが②で、ブロックプラットフォームに参画する地方公共団体の数を181団体とこれまではしていたのですけれども、既に191団体が参画しているということで、今後は人口20万人未満の地方公共団体への参画を働きかけるというところでございます。

16ページの上の③ですけれども、運用マニュアルを作成するとしていたのですけれども、そこはもう作成しましたので、そういったところの周知を図るというところでございます。

さらに⑤では広域的な地域プラットフォームの形成・運営を支援するというところで、記載しております。

17ページ目が、新しく項目を立てました「(3) 公的不動産における官民連携の推進」でございます。

「具体的取組」として、②以降が新しい取り組みなのですが、②が都市公園の関係で、新たに公募設置管理制度を創設といったことでPPP/PFI手法の拡充を行うこと。③が、国立大学法人の土地につきまして、今般、当該大学の業務にかかわらない用途でも認可を受ければ第三者に貸し付けることができる制度が創設されたということで、こういったものでそういった有効活用が図られるように周知をしていきますというのが、国立大学法人の土地の関係でございます。

18ページ目に行っていただきまして、④文教施設の関係でございまして、今後、小中学校の遊休化が進んでいくということで、こういった集約・複合化に向けて、こちらも検討会とか優良事例の横展開等を行うということで記載しております。

⑤公共施設等総合管理計画と固定資産台帳は、今も整備・公表が進んでいるところですが、改めてここに明記しておりまして、引き続き進めて、公的不動産の活用への民間事業者の参画を促す環境整備を進めるということで記載しております。

18ページ目の途中の「(4) 民間提案の積極的活用」でございます。

基本的な考え方として、1点、民間事業者に対して適切な情報提供を行うことが重要ということを追記しております。

19ページ目の「具体的取組」では、まず、運用ガイドというものを昨年つくっておりますので、その周知を図るといったこととか、民間提案活用指針を策定する、民間提案を活用する地方公共団体への支援を実施する、さらに優先的検討プロセスにおける民間提案制度のあり方を検討するといった取り組みを考えております。

「(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援」は、次の20ページにかけてでございます。

「方針」は変わらずということです。

「具体的取組」としましては、例えば、②のところでは、今、我々は内閣府のワンストップ窓口がありますけれども、そういったところでちゃんと公的不動産の利活用事業とかバンドリング・広域化等の照会・相談も、これまでも対応してきているのですけれども、ちゃんと周知を図るということで記載しております。

さらに新たな取り組みとしては、21ページ目、④バンドリング・広域化とか公的不動産利活用を含めた幅広い種類のPPP事業について優良事例を収集する。単なる収集ではなくて、「この際」以下に書かれているようなことで、ちゃんと分析等も行いつつ横展開を行うということで書かせていただいております。

下の⑤が、首長とか地方議会等の理解促進を図るためにセミナーを実施しますということで書いております。

22ページ目は、⑥提案受付・相談窓口の設置ということと、⑦は水道・下水道事業の広域化とかさらなる民間活用の促進のために、「公営企業の経営のあり方に関する研究会」が総務省で行われておりまして、そういったところで、広域化とか民間活用の留意点も示されておりますので、そういったものをちゃんと地方公共団体へ周知を図って、さらに活用していきましょうというところがございます。

22ページ目の「(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用」でございます。

ここは「方針」は変わらずといったところです。

「具体的取組」は、1年やってみて新たに具体的に書かせていただいたり、やっていく中でいろいろ具体的なことも明らかになってきましたので、そちらの記載をしておるところでございます。基本的な方針は、変わらず引き続き行っていくというところがございます。それが23ページ、24ページまで続きます。

「3. 推進のための施策」は以上でございます。

次に、「4. 集中取組方針」でございます。

集中取組方針では、重点分野ということでコンセッション事業が中心でございます、
「(1) 目標設定の考え方」、25ページ目の上のほうですけれども、29年度からクルーズ船向け旅客ターミナル施設とMICE施設について新たに重点分野に指定するものとさせていただきます。

25ページ目の下のほうからですけれども、「(2) 重点分野と目標」で、①からそれぞれ事業ごと、施設ごとです。

まず、「①空港」でございます。空港につきましては、6件という目標を立てていたのですけれども、それは達成しましたということで、脚注で、新たに15番ということで、25ページが一番下のところに、それぞれの今の案件の実施段階を詳しく記載しているところがございます。目標は達成した、ただ、もちろん今後も案件が継続するということで、重点分野に引き続き指定しますということでございます。いろいろな取り組みで、原則として全ての国管理空港にコンセッションを拡大するとともに、地方管理空港においても積極的な導入を図るということで、具体的な取り組みにつきましては、26ページ目から27ペー

ジ目にかけて記載しております。進捗状況を「見える化」することとか、理解・機運を高めることとか、進んでいる北海道の7空港でのコンセッションについてちゃんと具体化・推進をしていきますといったことを記載しております。

27ページ目の下から「②水道」でございます。水道につきましては、目標6件、しかも達成していませんということで、その一番下に進捗の状況を書いております。デューデリジェンスに着手または同等の検討をした実施した案件が5件があるということで記載しております。今後、水道法の改正とか、PFI法の改正とか、そういったところが控えているところで、そういったところの期間も踏まえて、集中強化期間を平成30年度末までに2年延ばします。それで6件の具体化を目標とします。具体的な取り組みについては、28ページ目、29ページ目にかけて記載しておるところでございます。住民の不安解消を目的として啓発活動を実施しますとか、中長期的な水道料金の見込みの見える化を推進しますといったことを記載しているところでございます。

30ページ目が「③下水道」でございます。下水道につきましても数値目標は達成していない、ただ、こちらにつきましては制度整備とか支援メニューづくりも完了しているということで、集中強化期間は1年延ばして29年度末でございます。これで6件を目指していきますということで、具体的な取り組みは、30ページ、31ページ、32ページにかけて記載しておるところでございます。新たなものとしては、飛んでしましますが、32ページ目で官民リスク分担に関するガイドラインの策定等新たな措置を講ずるといったことを通じ、新たな取り組みも行いつつ目標達成に向けて目指していくところでございます。

「④道路」は、1件の目標で達成しました。ただ、今後も全国展開の可能性を継続検討します、重点分野には引き続き指定しますというところでございます。今は愛知県道路公社の事例がありますので、そういったところの成果等を情報収集しつつ、情報提供を初めとした横展開を図るといったところでございます。

「⑤文教施設」につきましては、30年度までの集中強化期間中に3件のコンセッション事業の具体化を目標とするということで、基本的には継続なのですけれども、いろいろ検討会を文科省でやられて、そういった報告も踏まえてさらに推進していくというところを33ページから34ページにかけて記載しているところでございます。また、実務的な手引きを策定するといったことも新たな取り組みとしてございます。

34ページ目から35ページ目、「⑥公営住宅」につきましては、基本的には30年度までの集中強化期間ということで引き続き行っていくところでございます。

⑦、⑧が新しい重点分野で、「⑦クルーズ船向け旅客ターミナル施設」は、29年度から31年度まで、3件のコンセッション事業の具体化を目標とするということで、具体的な取り組みとしては、検討が進められている福岡市のウォーターフロント再開発のコンセッション案件でスキーム構築を支援して、先行事例の形成を図るところでございます。

「⑧MICE施設」は6件の具体化を目標とするということで、こちらの取り組みも、福岡で進められているような先行事例を踏まえて、積極的に情報提供をして導入を促していく

ところでございます。

36ページ目、「⑨その他の分野及び分野横断的事項」は、まず、公営発電施設につきまして、コンセッションを活用したPFI事業のあり方について検討して、重点分野の指定と数値目標の設定について結論を得るところでございます。また、工業用水道事業につきまして、導入可能性調査5件を目標に実施するところでございます。さらに、下線を引かせていただいたのが、36ページの下のところ、民間事業者との対話を通じてコンセッション事業のさらなる活用推進を図るため整理した課題への解決に向けて、別紙の措置を講ずるところでございます。こちらはもともとコンセッション事業の活用拡大を図るための課題を把握整理し、その結果をとということで書いておりました。こちらの課題を整理しましたので、それを別紙に書かせていただいております。これは、また後ほど御説明させていただきます。一番下のところは、今、法改正で指定管理とコンセッションの二重適用というものもありますので、それを解消しますということで書かせていただいております。

「5. 事業規模目標」につきましては、37ページ目からずっと書いてありますけれども、基本的には昨年つくったことから変えておりません。ただ、1点、39ページ目の中段から下、「③公的不動産の有効活用を図るPPP事業」で、これまで「平均2件程度」としていたのですけれども、ゼロ件でもいいのかという誤解を与えるということで、「2件程度」ということで記載を変更したところでございます。

最後、40ページ目、「6. PDCAサイクル」につきましては、特段変更はございません。

「7. その他」で、平成28年版を廃止するということで記載しております。

先ほど申しました別紙「コンセッション事業の更なる活用推進に向けた課題、必要な検討と対応策」で、ずらずらと細かく記載させていただいているところでございまして、詳しい説明は省略させていただきますけれども、官民の最適なリスク分担実現に向けての必要な検討とか、官民の最適な対話実現に向けての検討とか、そういったところを記載させていただいているところでございます。

説明が長くなりましたが、以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございます。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、計画部会長代理として取りまとめに御尽力いただきました根本委員から、御挨拶をお願いしたいと思います。

○根本委員 根本でございます。

かなり蓄積が出てきて、内閣府を初めとする各府省さんの努力の成果だと思います。その上で、これだけ分厚い文章になるとなかなか国民目線で読めないところがあるので、資料1-1の1枚紙が実際には多く使われるだろうということで、ここにどういう濃淡をつけるのかということが重要だと思えました。部会の中でもそういう議論をさせていただいて、改定のポイントの特に上の2つ、公的不動産と優先的検討のところ、今回新たに

いう意味では重要です。

先ほど事務局からもるる御説明がありましたけれども、若干その2点について補足をいたしますと、公的不動産に関しては、優先的検討規程と同じなのですけれども、今後、特に地方での公共施設の更新が始まる、大量更新時代に入るということを踏まえると、当然大量の公的不動産が動き出すということでもあります。特に大きいのは学校でして、学校の統廃合が要らない地域はないわけです。必ずそこは動くということで、学校は土地も建物も両方数千平米の大きな不動産ですので、それをどのように活用するのかというのは、さまざまな意味で極めて重要な意味を持っているだろうと思います。公的不動産が、今、なぜ重要なのかということの背景がそこにあるというのが大きなポイントになると思います。

その上で、学校統廃合がない自治体はないということになると、全ての自治体でということになるので、実績を見るとどうしても大都市圏固有の話かと誤解されてしまうのですが、そうではないということ踏まえて、平均して2件ではなくて各2件と今回は表記を変えたということで、これはある意味関係する自治体の数をふやして真剣に御検討いただきたいというメッセージになろうかと思えます。当然その次には20万人未満のところも同じことだということで、どんな小さいところでも学校はありますから、重要だろうと思えます。

公的不動産に関しては、行政財産、普通財産という概念が当然あって、学校統廃合もそうなのですが、どうしても普通財産を対象にするという意識が出てくるのですけれども、そうではなくて、行政財産の現状にも稼働率が低い状況は当然あるということで、そういう意味では、行政財産もしっかり見てくださいという意味を込めているつもりであります。「行政財産」という用語が入っていないのですけれども、都市公園などもそういう意味では入りますので、普通財産だけではないよというところが強く言いたいところでもあります。それが公的不動産です。

優先的検討に関しては、これは資料1-1の中にもしっかり書いていただいたとおり、これから各地方公共団体で個別施設計画をつくる、このタイミングでやる必要がありますということでもあります。背景は公的不動産と同じで、老朽化施設の大量更新がやってくる中で、もし従来どおりの発想で更新をしてしまうと、資産はそれで固定されてしまうわけです。その後、人口が減り、税収が減ったとしても、固定された資産の固定費を支払い続けなければならない。それは、次の世代、あるいはまたさらに次の世代になるのです。だから、次世代以降が判断すべきことを現世代が固定的に決めてしまってよいのだろうかという基本的な発想があって、この段階でそれをしっかりやらないといけない。これは本当に今が重要なタイミングだということ認識していただきたいということで、この1枚紙の中にもその旨を記載していただいているということでもあります。これも全く同じ趣旨で、人口20万人以下でも老朽化は容赦なくやってくるわけですから、小さいからいいでしょうという話ではないという強いメッセージで、ぜひこれは今年度内に適用拡大を規模と関係なくやってくださいということで進めていきたいと考えているところであります。

以上、補足でした。

○石原委員長 ありがとうございます。

今、改定案につきまして事務局から御説明があり、また、根本委員からそれに対する補足説明をいただきました。特に最後におっしゃった問題とその背景が、この資料1-1を見れば、一応満たされているというお考えですか。

○根本委員 資料1-1はそこまで書くようなペーパーではないのですが、私がおかしいときは、この③に書いてあるのはそういう意味ですよと説明するので、内閣府がこれから説明会とかをやるとは思います。そういうときはしっかりと、そういう背景で、PPPが大事だという前になぜ今それが必要なのかということ国民目線で理解しないと、なかなか先に進まないだろうと。その努力が、今、求められているという意味です。

○石原委員長 非常に重要な御指摘だと思います。これは、計画部会の皆様の中では認識が共通のものになっているということですね。

○根本委員 はい。

○石原委員長 いろいろ御報告をいただきました。

それでは、今、お話がございましたように、改定案の御説明がございましてとおり、計画部会でのこれまでの議論を踏まえた上で取りまとめたものでございまして、それをさらに関係省庁とも協議した結果ということでございます。

本アクションプランにつきましては、今後、引き続き毎年フォローアップを行い、その結果に基づき改定を行うなど、的確にPDCAサイクルを実行することになっているわけでございます。

今、御説明がございました点等につきまして、ほかの委員の皆様方から、御指摘、問題提起等がございましたらお受けいたしますが、いかがでございましょうか。あるいは、計画部会での論議の中でお話しいただいたことでも結構でございます。

柳川委員は、何かございますか。

○柳川委員 ポイントをきちんと入れていただきましたので、私はこの内容で大変すばらしいのではないかと思います。

先ほど根本先生がおっしゃったところですが、この背景の部分、国民目線ですね。資料1-1でも最後のところに「経済財政一体改革への貢献」は書いてあるところでして、これも、なぜPPP/PFIなのかというときに、政府目線としてはこれが出てくるのだと思うのですが、国民目線としては、この左側のところの「新たなビジネス機会の拡大」等々に加えて、ある意味での国民のこれからの行政サービスのあり方というところが大きく変わっていくし、そのためのPPP/PFIなのだということはとても重要だという気がいたします。

先ほど御議論があったように、これはアクションプランに書くことではないと思いますし、この紙に書くことではないのだと思いますけれども、やはりこの裏側にある考え方とか問題意識みたいなことはとても重要だという気がいたします。

○石原委員長 ありがとうございます。

谷口委員は、いかがでございますか。

○谷口委員 この資料1-2の御説明を伺っていて、背景のところを私は余りよくわかっていなかったのですが、根本先生の御説明ですごく合点がいったというか、よくわかったのです。だから、こういうことをしなければいけないということがわかったのですが、この資料1-1に書くべきではないのかもしれないのですけれども、そこがわからないと、これのどこが本当に重要なのかというのがわからない気がします。もしこれをホームページとかにポンと出しても、色はいろいろついているのですが、漢字も多いですし、ちょっとわかりづらいと思います。背景で、特に学校の統廃合は、空き地になってしまうので、私の交通の分野でもすごく問題になっていまして、その辺はどの自治体も自分のことだとわかることだと思いますので、何かわかるようなことを、書くのは難しいかもしないのですが、そういう工夫があってもいいのかなと思いました。

毎回申し上げているのですが、色の使い方です。ここの青い部分が何を意味しているのか。赤い字が何を意味しているのか。薄い赤に赤い字は見づらいですし、黄色に赤は余りいい色の組み合わせではないと思うので、その辺も工夫をされてはどうかと思いました。

以上です。

○石原委員長 改定のポイントと言う前に、改定の背景を一言入れるというのもあるかもしないですね。色の使い方は、確かにいろいろあるかと思いますが、ぜひ検討していただければと思います。

佐藤先生、いかがですか。

○佐藤委員 このPFIについては、誰にメッセージを送るかというときに、地元住民と自治体と事情が違うと思うのです。

地元の住民に対しては、今、お話があったように、施設が老朽化している、今のままではなかなか学校も含めて管理できない、どうするかというときに、こういうPFIのやり方があると、それはそのとおりだと思います。

自治体に対して言うときには、もちろんそれも大事なのですけれども、やはりどれだけ節約ができるかと。財政的にいろいろ苦しい自治体も多いので、それがまさに経済財政一体改革のところでの趣旨でもあるのですが、こういうPPP/PFIが彼らの中での歳出改革の一環であること、特に類型Ⅳに関しては業務改革の一環でありますし、この公的不動産の活用ももちろん彼ら自身の財政負担を緩和するものでありますので、その辺は誰にメッセージを送るかということで説明は違うのかなという気がしました。

次は自治体なのですけれども、これはあちこちで言うのですが、PPP/PFIを内閣府さんから受けとめるのは、恐らく自治体の中でも、財務部も含めて企画系の方々だと思うのです。ところが、実際に個別の施設管理計画をつくったり実際に事業を動かすのは事業局、水道局であり、学校だったら教育委員会です。実はここに多分問題があって、恐らく自治体の企画系や財務系の人たちは、いろいろ財政状況が厳しいのはわかっているのですが、行政改革

の一環として進めたい。ところが、現場レベルに持っていくと、彼ら自身は住民とやりとりをする人たちでもあるので、どうしても、改革というか、そういう抜本的な見直しに対しては及び腰になるし、こう言っては悪いけれども、現場主義、経験主義の悪いところで、自前のやり方に固執する面がある。ここのところだと思うのです。

だから、実はここからの課題は自治体の中でどうやって合意形成をしていくのかというところで、多分そこは自治体の首長さんの力量も問われるのだと思うのです。もちろん、よく言われる議会对策もあります。

そこで、先ほどから出ている優良事例の横展開というところで、情報提供と地方公共団体に対する支援も書いていただいているのですが、これがいい事例ですよと紹介するだけではなくて、どうやってそこに至ったのかというプロセスを見せることが大事なのです。いろいろな自治体とかの話の聞くと、すごくいい取り組みをしている自治体に対して見学する人がすごく多いらしいのですけれども、結局、帰っていくときにはこれはうちではできないと言って帰らしいのです。結果だけ見ても、やはりできないのですね。だって、すごいではないですか。自分の自治体から見れば雲泥の差になってしまうので、そこに至るプロセス、こうやってやったのですという、そこを見せないと意気消沈するだけということになります。このあたりは重要かと思います。

コンセッションについてなのですけれども、1点は質問で1点はコメントです。

素朴な質問ですけれども、1つは、資料1-4の取組状況の2ページ目のところで、類型Iのコンセッション事業の運営権対価等は歳入増加効果に入れていないというのは、一時的な収入だからという理解でいいのか、あるいはこれ自体実は歳入増加になっていなかったのかという、ただの質問です。

もう一つは、宮本先生から御指摘のあったとおり、混合型といいますか、独立採算にはこだわらず混合型事業も行うのだというのは、選択肢を広げるという意味ではいいのですが、気をつけなければいけないのが、これが赤字補填になってしまっただけでは困るということです。現行でも上下水道は事実上一般会計からの繰り入れが多くて、もちろん法定の繰り入れもありますけれども、実際は赤字補填なのです。したがって、ある意味これも自治体に対するメッセージですけれども、サービス購入型だからあくまでも契約ベースで自治体は事業者には払うというのが普通に我々が思う混合型ですけれども、混合型と言うことで、自治体の受けとめ方によっては、これまでどおり繰り入れしていいのねみたいなイメージになると、ただの赤字補填ということになりますので、この辺の趣旨は明確にしておかないと、自治体に対して誤ったメッセージを送ることになるという気がしました。

以上です。

○石原委員長 最後に混合型について御指摘がございましたが、部会長、何かございますか。

○宮本委員長代理 もちろん、これは適切な範囲内、外部効果の範囲内においてということですので、そこについては誤解のないようにしていきたいと思います。逆に、

完全な独立採算型は事業化という形ではかなり狭められてしまうので、せつかくのコンセッションのスキームが生かせないのではないかとということで、こう明記しているところでございます。

○石原委員長 先ほどの企画系、業務系という問題、わかるけれどもという現実の問題と、最後は議会の話がありましたけれども、最後はそちらに突き当たるような気もいたします。要するに、誰に向かってやるのか。もちろん地元住民はさることながら、その意向が通るための方法論ですね。どういうルートでどうやればいいのかというのはなかなか書きにくいかもしれませんが、その点について何か事務局からございますか。

○森企画官 確かに先ほどの内部の話というのは、我々は去年から優先検討でもいろいろやっていく中で、彼らにいろいろ課題を聞くと、企画系のほうはちゃんとこうやろうとしているのだけれどもというのはよく話を聞くと、その一つの解決策として、我々がこの中で盛り込んでいるのが、優先検討でことはまだ策定していないところにちゃんと個別に訪問してやっていきますということを入れたのです。

この趣旨は、昨年もいろいろな自治体から呼ばれて行って、いろいろ事業所管部局も全部集めて説明会とかもしたのですけれども、そういったところは一応事業所管部局のほうも理解が進んで規程をちゃんと策定しましたということも言っておりまして、この中の我々は個別に訪問してちゃんとやっていきますというのは、そういった事業所管部局のところの理解も得ながらやっていきたいと思いますということを意味して書かせていただいたところでございます。

○坂本参事官 1点目、コンセッションで御質問がございましたね。

○佐藤委員 運営権の話です。

○坂本参事官 運営権対価なのですけれども、例えば、関西国際空港、大阪国際空港の例ですと、運営権対価そのものは分割で払っていくことになって、たしか、一時金、一番最初の頭金みたいなものは2,600億円ぐらいだったと思いますけれども、そうすると実際の規模に比べて小さくなってしまいますので、そういうことでここは5.0兆円ということになっていますが、事業規模のほう、実際の規模感といいますか、事業の大きさを示す上で適切ではないかということで、このような扱いにさせていただいております。

○森企画官 運営権対価につきましては、要はそれがなければ公共に直接入ってきた収入ですので、そういったものは含めなくて、例えば、公的不動産とかでその土地を活用して民間にいろいろ事業をしていただきますといったときに固定資産税が入ってきますとか、そういった新たに入ってくるようなものを歳入増加効果として見ているところでございます。

○佐藤委員 税を通した効果、税収がふえたということですね。

○森企画官 そうです。

○石原委員長 先ほど優良事例の横展開に至るプロセスも含めたらということがありましたけれども、優良事例といいますか、これからだんだん実例が出てきて、策定から実行段

階に移って、実際にやってみてこういう効果があったとか、こういういいことが住民にもあったし、事業としてもあったし、国としてもコストが下がったと、こういうものは定量的には難しいとこの中に書いてありますけれども、ある程度何らかの形で出していくのですか。

○森企画官 今も実はこの中で書かせていただいているのが、優良事例を収集しますということで、この際には、地域経済の活性化への貢献といったこととか、庁内の意思決定の段階とか、地元関係者との合意形成の段階とか、そういったところもちゃんと踏み込んで成功要因の分析を行って、それを踏まえて横展開していくことも、今後、やっていきたいと考えておまして、それもアクションプランに盛り込んだところでございます。

○石原委員長 ある程度定性的な要因を求めるということですか。

○森企画官 もちろん定量的にできればそちらでやるところでございますけれども、なかなか難しい面もございますので。

○石原委員長 ぜひ何らかの形でひとつお願いします。

ほかにもございますでしょうか。

せっかくきょうお見えいただいておりますので、機構の半田社長から。

○半田PFI推進機構代表取締役社長 PFI機構の半田でございます。

委員の先生の皆様には、平素より大変お世話になりまして、この場をかりて厚く御礼申し上げます。

ことしのアクションプランでも、「3. 推進のための施策」の(6)で私どもの活用について規定していただいております。方針は昨年度に決めていただいたとおりなのですが、「具体的取組」の①から④につきましては、最近のいろいろな状況の変化、我々の取り組んだ結果等を踏まえて、より具体的にわかりやすく書きかえさせていただいております。こういう方針にのっとって、早速、各関係府省の皆様と連携して、また、私どもの株主であります50の地域金融機関と連携して、積極的に自治体を回って案件の掘り起こしに努めてまいりたいと思いますので、引き続き、御指導、御鞭撻のほどよろしく願い申し上げます。

○石原委員長 ありがとうございます。

それでは、全般にわたりましてさらに御意見はございますか。宮本さん。

○宮本委員長代理 いろいろな御指摘、大変ありがとうございます。

資料1-1の概要版でございますが、谷口先生からいろいろな御指摘もいただいておりますけれども、確かにちょっと色が多いのかもわかりませんので、ここでは、赤字が重要、赤字は今回の改定のポイントということで、右の上にも注記がありますけれども、確かにほかの色がたくさんありますので、その赤字が陰になっているのかもわかりません。もうちょっとこれは事務局でも御検討いただいて、すっきりとしていただいたほうがいいのかもわかりません。

よろしく申し上げます。

○石原委員長 どうぞ。

○佐藤委員 こだわるようで申しわけないのですけれども、資料1－4の歳出効果のほう、この括弧です。10年間で21兆円を目指すとして、2.7兆円が何らかの歳出削減効果だということなのですけれども、2.7兆円というのは累積ですか。毎年2.7兆円の歳出効果があるわけでは多分ないのだと思うのです。先ほどの運営権ともかかわるのですけれども、この後、経済財政一体改革で歳出削減効果を出さなければいけないはずなのですけれども、御案内のとおり、それはプライマリーバランスの改善につなげる話になるので、毎年の平年ベースで出ないと。つまり、10年間で2.7兆円と言うのではなくて、毎年どれくらいの歳出効果があるのか、平年ベースで考えないと、平仄が合わないというか、同じ削減効果でも、時間を通じて言っているのか、毎年どれくらい発生しているのかというので基準が違うので、累計ベースがあってもいいと思うのですけれども、毎年ベースで考えるとこれくらいというのがあると、感覚的にそちらとの整合性がとれるかと思うのです。

以上です。

○石原委員長 いかがでございましょうか。

○田和統括官 統括官です。

いつも佐藤先生にはお世話になってますし、まさに我々経済財政一体改革はちょうど来年が中間評価という形になっておりますので、できる限り定量的に、それも横で比較できるようにしたいと思っておりますので、おっしゃるように、単年度でどれくらい効果があるのかということになるべく出せるように努力はしたいと思えます。

○石原委員長 よろしゅうございますでしょうか。

計画部会で非常に詳細に検討いただきまして、御説明も先ほどいただきましたので、大体、今、言ったようなことかと思えます。さらに皆さんに御意見がなければ、本日の議論を踏まえまして、委員会としての案の取りまとめを行いたいと思っております。

取りまとめに際しましては、最終的には私のほうに一任していただきたいと思えますが、よろしゅうございますでしょうか。

(委員首肯)

○石原委員長 大分時間はセーブされたと思えますけれども、これまでの御検討に対しまして、改めて感謝を申し上げたいと思えます。

それでは、木下審議官から御挨拶をいただきます。

○木下審議官 審議官の木下でございます。

最後に当たりまして、一言、御挨拶申し上げます。

委員の皆様には、本年3回にわたりまして熱心に御議論いただきまして、本当にありがとうございました。おかげさまで、アクションプランの改定案の取りまとめに至ることができたと思っております。

本アクションプランは、きょうはいろいろ御意見も出ましたので、それを踏まえた上で、最終的には総理大臣を会長とするPFI推進会議で決定いただき、また、今、別途検討してお

ります骨太にも、このアクションプランの施策を推進していくことを盛り込んでいくということを考えてございます。

これから10年間で21兆円という目標があるわけですので、それを達成するとともに、コンセッション事業等の重点分野を初め、一つ一つの案件を形成し、事業の実施にしっかり結びつけていくためには、本アクションプランの適切なフォローアップと進捗状況の見える化、きょうも何回も出ましたけれども、そういったPDCAサイクルを確実に回していくことがとても重要です。そのため、引き続き本委員会の皆様方にはその中心的な任をお願いしたいと考えてございますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、本当にいろいろお世話になりました。引き続き、御支援、御指導のほど改めてお願い申し上げまして、最後の御礼の御挨拶といたします。本当にありがとうございました。

○石原委員長 どうもありがとうございました。

それでは、本日はこれにて終了とさせていただきますと思います。

どうぞ。

○坂本参事官 事務的な御連絡でございます。

今、審議官の木下からもございましたように、次回開催の時期はまだ決まっていないのですが、まさに今ございましたPDCAサイクルは、根本先生からもさらにまた強調してくださいました。今は重要な時期でございますので、まさに今のこの状況をしっかりフォローしていくということで、開催に向けて日程の御相談も、また今後させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○石原委員長 ありがとうございました。